

北海道博物館総合展示第2テーマ改訂に係る展示造作等業務処理要領

1 業務の名称

北海道博物館総合展示第2テーマ改修に係る展示造作等業務

2 業務の概要

「北海道立総合博物館を中心とした野幌森林公園エリアの文化観光推進拠点計画」に基づく北海道博物館総合展示の魅力の磨き上げに向けた展示改訂として、総合展示第2テーマについて、下記4「業務の内容」に定める、魅力ある展示の改訂に向けた展示造作等の業務を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和8年2月25日（水）まで

4 業務の内容

4-1 企画打合せ

本業務における目的、内容等について、北海道博物館における本業務の担当者（以下「業務担当者」とする）と企画意図を共有するとともに、以下の各項目の設計に係る制作物の詳細や配置場所等を実地に確認するため企画打合せを実施する。

4-2 第2テーマの改修に関する展示造作等

下記（1）～（11）の展示改修について、それぞれの展示造作（映像コンテンツ制作を含む）及びその設置作業等を実施すること。

（以下、第2テーマのシナリオ上の位置を、「2-1」「クローズアップ展示3」等の中テーマ番号、クローズアップ展示番号等で示す。第2テーマの現況のシナリオは別紙1のとおり。同現況図面は別紙2のとおり。現況図面に対応する現況写真は別紙3のとおり。）

（1）「2-1 現在を知る」における壁面格子制作

- ・第2テーマ「2-1 現在を知る」の別紙2の図面の(1)の箇所（現況写真是別紙3の写真(1)）について、現状ではここに壁面がなく来館者が通り抜けられるようになっているが、動線を整理し、また後記(4)に示す「アイヌ文化Q&A」を移設するために、ここに壁面格子を制作すること。
- ・制作する壁面格子の高さ及び幅は現状の空隙にほぼ合致するもの（空隙を埋めることができるもの）とし、形状及び素材は現況の壁面格子に準じた形状・質感とすること。
- ・制作する壁面格子は、来館者の接触等により転倒することのないよう措置すること。

・制作する壁面格子には、他の壁面格子と同様に、両面にグラフィックパネルを設置すること。グラフィックパネルを設置する位置等については(4)で指示する。

・上記の両面のグラフィックパネルのうち、片側（内側）については、北海道博物館が提供する文字データ、写真及びイラスト素材を用いて、北海道博物館の業務担当者と協議しながら、適宜レイアウトしたグラフィックパネル4枚（幅880mm、高さ810mmが1枚、幅430mm、高さ395mmが3枚）を制作すること。（もう片面（外側）については(4)で指示する。）

（2）「クローズアップ展示4」の展示ガラスケース等新設

・第2テーマの「2-4 歩みをたどる」の拡張（後記（5）（6）参照）に伴い、クローズアップ展示4を移設するため、別紙2の図面の(2)の箇所（現況写真は別紙3の写真(2)）に、新たに展示ケース（ガラスケース）及びカウンター解説用のコの字型カウンターを設置する。

・設置するガラスケースは、現況のクローズアップ展示4と同等の仕様とし、木製の展示台の上にガラス製のカバーを備えたものとすること。

・展示台は幅2,000mm、奥行750mm、高さ650mm、木工下地・メラミン仕上げ、展示面は布クロス貼りとし、底部にアジャスターを備えること。（これらの仕様を満たすものであれば、市販品を調達することでも差し支え無い。以下同様）

・展示台ガラスカバーは、幅1,900mm、奥行650mm、高さ250mm（内径）、板開閉式とすること。ガラスは厚さ6mm以上のフロートガラスを使用し、飛散防止フィルムを貼り、小口磨きとすること。ガラス接着はUV接着によること。

・天板の開閉は職員2名で容易に行うことができ、かつ、一般の来館者には容易に開閉できない方式とすること。開閉に必要な専用工具がある場合はあわせて納品すること。

・展示台とガラスケース接続部にはコーリングを施すこと。

・カウンター解説用のコの字型カウンターは、現況の第2テーマのカウンター解説と同様の仕様（幅（奥行き）250mm、高さ750mm、脚部STパイプ加工、天板は木工下地・ウレタン塗装、天板丈夫に深さ6mmの凹みを持たせ、厚さ6mmのフロートガラス板を設置できるもの）とし、上記展示台の前に、長さ2,000mmのものを設置すること。脚部は4台、ガラス板は2枚とすること。

（3）「クローズアップ展示4」の背面パネル及びサインパネル等新設

・上記（2）によるクローズアップ展示4の展示ガラスケースを設けた箇所の上部背面に、背面パネル（クローズアップ展示4の展示内容を紹介・解説するパネルを掲示するもの）及びサインパネル（ここにクローズアップ展示があることを示す、当館クローズアップ展示に共通するデザインのサインパネル）等を設置すること。

・背面パネルは幅600mm、高さ1,000mmとし、木製、表面インクジェット貼とすること。

- ・サインパネルは、既設のクローズアップ展示3のサインパネルに準じた仕様とし、床置きスタンド式、幅700mm、高さ1,000mmとし、木工下地、メラミン化粧板を用い、サイン部分のカバーには透明アクリル板をローレット4箇所で着脱できる様式とすること。
- ・背面パネル部分に、バナーを掲示できるよう、背面パネルの上部に、ピクチャーレールを設置すること。ピクチャーレールは、総合展示室既設のものに準じた仕様で、長さ2,000mmとし、吊り下げ具を4個設置すること。

(4) 「アイヌ文化Q&A」のパネル等の移設

- ・上記(2)(3)によるクローズアップ展示4の移設に伴い、既設の「アイヌ文化Q&A」を、上記(1)により新たに設置した背面格子の箇所(別紙2の図面(4)、現況写真は別紙3の写真(4))に移設すること。
- ・移設については、既存のパネル及び記入・投函用ボックス等をそのまま移設すること。
- ・移設に伴ってパネルを外した箇所に、外したあとを塞ぐパネルを設けること。パネルは幅880mm、高さ810mmが2枚、幅430mm、高さ395mmが4枚であり、いずれもアルミ複合板、両面シート貼りとすること。

(5) 「2-4 歩みをたどる」のグラフィックパネルの新設

- ・別紙2の図面(5)の箇所(現況写真は別紙3の写真(5))に「2-4 歩みをたどる」を拡張することに伴い、展示解説のグラフィックパネルを新設すること。
- ・新設するグラフィックパネルは、幅1,800mm、高さ1,100mmとし、木工下地、メラミン化粧板、インクジェット出力貼りとすること。
- ・グラフィックパネルの文字データ及び写真データ等は全て北海道博物館が提供するので、北海道博物館の業務担当者と協議しながら、グラフィックパネルを適宜レイアウトすること。
- ・グラフィックパネルの新設に当たり、当該箇所の既設の金具その他を撤去すること。

(6) 「2-4 歩みをたどる」の音響設備の改修

- ・別紙2の図面(6)の箇所(現況写真は別紙3の写真(6))に既設の「歴史の中の声を聞く」について、音声の聞きやすさを向上させるため、スピーカーを指向性のものに更新する等の改修を行うこと。
- ・スピーカーは、指向性のもので、大きさ及び音量・音質は既設のスピーカーに準じたものとし、既設の演示具に取り付けること。
- ・あわせて、スイッチを更新すること。スイッチは、角胴、照光式の押しスイッチとすること(idecMAL2L-M5141Wまたはその同等品以上とすること)。
- ・上記設置のための配線工事も併せて行い、設置後には動作確認を行うこと。

(7) 「2－2 伝統を学ぶ」における伝統的家屋の解説パネルの改修と映像モニターの設置

- ・別紙2図面(7)の箇所（現況写真は別紙3の写真(7)）について、既存グラフィックパネルを更新（修正・貼り替え）するとともに、その向かって右側に、動画モニター・スピーカー等を設置すること。
- ・グラフィックパネルは、既存の大きさ（幅3,900mm×高さ500mm）と同じサイズのもので、インクジェット出力（再剥離紙使用）、UVカットラミネートを施したものを作成し、既設パネルに貼付すること。
- ・グラフィックパネルの素材となる文字データ、写真データ及びイラスト素材は全て北海道博物館が提供するので、北海道博物館の担当者と協議しながら適宜レイアウト等を行うこと。
- ・映像モニターは32インチ型以上、画面解像度2K以上とすること（SAMSUNG QM32Cまたはこれと同等以上とすること）。
- ・上記の映像モニターに、メディアプレーヤーを接続すること。メディアプレーヤーは、BrightSignHD1024またはこれと同等以上のものとすること。
- ・上記のアンプ等を収納しモニターを演示する什器を製作し、設置すること。什器は幅650mm、奥行き450mm、高さ900mmとし、本体は木工下地・化粧板仕上げとし、放熱口及び内部機材を操作するための操作口とそのカバーを設けること。操作口はスチール加工・焼き付け塗装を行うこと。
- ・モニターで上映する映像については、素材となる動画データ及びテロップ用の文字データを全て北海道博物館が支給するので、北海道博物館の担当者と協議しながら、5分以内の映像コンテンツを制作すること。
- ・動画は電源が入ると自動的にリピート再生されることを標準設定とすること。
- ・上記の設置作業には、配線作業を含むものであり、作業終了後に動作確認を行うこと。

(8) 「2－3 ことばを聞く」におけるウォールケースの着物演示具の新設

- ・「2－3 ことばを聞く」における、別紙2の図面の(8)の箇所（現況写真は別紙3の写真(8)のとおり）の、ウォールケース内に設置する、着物の演示具（衣桁）を制作すること。
- ・演示具は幅1,500mm、高さ1,500mm程度の木工品とし、アイヌの伝統的な衣服を、簡便かつ資料保全上支障なく、演示できるものであること。
- ・演示具はケース内で任意に場所を移動できること。

(9) 同上ウォールケース内の壁面パネルの改修

- ・上記（8）の着物演示の実施に伴い、同じウォールケース内の既設のパネルを改修（新設）すること。
- ・改修（新設）するパネルは2点であり、既設のパネル2点を撤去し、新たにグラフィックパネルを制作し設置すること。
- ・新たに制作するグラフィックパネルは幅1,000mm以内、高さ1,300mm程度、

インクジェット出力（再剥離）、UV カットラミネートとすること。

- 新たに制作するグラフィックパネルの素材となる文字データ及び写真、イラスト等の画像データは全て北海道博物館で用意するので、北海道博物館の業務担当者と協議しながら、適宜レイアウト等を行うこと。

(10) 「2-2 伝統を学ぶ」における衣服演示具の制作と設置

- 「2-2 伝統を学ぶ」における、別紙2の図面の(10)の箇所の衣服等の展示ケース（現況写真は別紙3の写真(10)のとおり）について、ケース内にアイヌの伝統的衣装2着を演示できるような、2着分（2体）の演示具を制作すること。
 - これらの演示具は、衣服のほか、いわゆる鉢巻きや耳飾り、首飾り、手甲、脚絆などアイヌの伝統的な衣装及び装身具の基本的なものが装着でき、かつ、これらを容易に着脱できること。
 - これらの演示具は、人の自然な立ち姿に近い状態で演示できること。ただし、手足や頭部なども含め、全体として人体を模すのではなく、抽象化した造型とすること。
 - これらの演示具は、演示する衣装のサイズ等に応じた高さの調整ができるものであること。すなわち、それぞれ幅1,000mm程度、高さは1,600mm程度から±150mm程度の上下調整ができるものとし、詳細は北海道博物館の担当者と協議すること。
 - これらの演示具は、展示ケース内に簡便に演示・設置できること。その際、必要に応じて、北海道博物館の担当者と協議の上、展示ケース床面に設置する演示台を制作することも差し支え無い。

(11) その他の展示解説パネル、資料キャプションの更新

- 上記(1)～(10)の他、①「2-1 現在を知る」の背面にある、別紙2の図面の(11)-1の箇所（現況写真は別紙3の写真(11)-1のとおり）にある「アイヌ文化の多様性」の解説パネルの改修、②「2-3 ことばを聞く」における、別紙2の図面の(11)-2の箇所（現況写真は別紙3の写真(11)-2のとおり）にある「アイヌ語の記録と調査の歴史」の解説パネルの改修、③同じく「2-3 ことばを聞く」における別紙2の図面の(11)-3の箇所（現況写真は別紙3の写真(11)-3のとおり）にある「アイヌ語ブロック」設置部分背面グラフィックパネルの改修、④「2-2 伝統を学ぶ」における、別紙2の図面の(11)-4の箇所（現況写真は別紙3の写真(11)-4のとおり）にある丸木舟関係映像を上映しているモニター付近における解説パネルの申請及びその他北海道博物館が別途指示する解説パネル及び資料キャプションについて、新たに制作し、設置または更新（貼り替え）を行うこと。
- 更新する解説パネルは、合計で大きさがA0サイズ相当のもの10点、A1サイズ相当のもの10点であり、素材となる文字データ、写真及びイラストは全て北海道博物館が用意するので、北海道博物館の業務担当者と協議しながらレイアウト等を行うこと。

- ・資料キャプションは全 30 点であり、文字データは全て北海道博物館が用意するので、北海道博物館の業務担当者と協議しながらレイアウト等を行うこと。

4－3 展示造作等の全体に関する留意事項

- ・展示造作等の設置作業は、北海道博物館の 1 月中旬以降納品日までの間の、休館日（1 月 19 日、26 日、2 月 2 日、9 日、16 日、24 日）の 9 時から 17 時 30 分まで、及び開館日の閉館後（16 時 30 分以降、最大 20 時まで）のいずれか 1 回ないし複数回に分けて行うこととし、具体的な実施日程については、契約締結時における北海道博物館の最新の行事予定を踏まえ、北海道博物館と協議して定めること。やむを得ず設置作業が開館時間と重なることになる場合は、予め北海道博物館と調整し、開館中に展示室内で作業することについて、来館者の安全等を確保する措置をとること。
- ・各造作に係るレイアウト等については、受託者が提案を行い、委託者と協議の上、決定すること。
- ・グラフィックパネルに用いる文字のフォントやテーマカラーの色は、北海道博物館の業務担当者と協議の上、決定すること。
- ・設置工事等に必要な北海道博物館の配電図等の図面は、北海道博物館が別途提供する。

5 成果品

上記 4 に定める造作を全て実施し、その施工状態を確認する（音声・映像を伴うコンテンツについては、動作確認を含む。また実際に触れる展示や入れる（乗れる）展示については実地確認を含む。）ことを以て成果品とする。

あわせて、グラフィックパネルの画像データ（ファイル種別は AI 及び PDF の両方とする）、音響・映像コンテンツのデータ、造作箇所の図面及び音響・映像機器の運用・操作マニュアル等を DVD-R または USB 等の記録媒体で納品すること。図面及び運用・操作マニュアルは紙媒体（A4 判）でも納品すること。

6 納品場所

北海道博物館事務室（展示造作の動作確認等は北海道博物館総合展示室）

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。